

国民年金からのお知らせ

1 【国民年金について】

- (1) 公的年金制度は、国が運営、実施する制度です。(仕事をしている)現役世代が保険料を払うことによって(仕事をもうしていない)高齢者を社会全体で支える仕組みになっています。
- (2) 国民年金は、日本に住む20歳から59歳までの人は、外国人も、すべての人が入らなければなりません。(厚生年金などに入っている人以外)
- (3) 国民年金に入って保険料を払うことで、65歳から老齢年金がもらえます。
また、事故や病気で障がいが残ったときは障害年金、本人が亡くなったときは遺族が遺族年金をもらえることがあります。

2 【国民年金に入る手続】

- (1) 日本に入国し住民登録をした後、医療年金課で加入手続きをしてください。在留カードやパスポートが必要です。厚生年金に入る人や、配偶者の扶養になる人は、手続きはいりません。
- (2) 自分や夫(妻)が仕事を辞めたとき、離婚したとき、夫(妻)に扶養されなくなったときは、国民年金に入る手続きが必要です。基礎年金番号通知書(年金手帳)や社会保険離脱証明書(会社でもらう)、マイナンバー(通知)カードを持ってきてください。

3 【保険料の払い方と免除申請】

(1) 保険料の払い方

保険料は、日本年金機構から送られてくる納付書で、金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。口座振替やクレジットカードで納めたいときは手続きが必要です。

(2) 免除申請について

経済的な理由などで保険料を払うことができないときは、申請し承認されると保険料が免除される制度がありますので相談してください。

(3) 産前産後期間の免除

出産した月の前月または出産予定日の前月から4か月間、保険料の納付が免除されます。申請が必要です。母子手帳を持ってきてください。

4 【注意事項】

(1) 社会保障協定について

年金制度の二重加入を防止するとともに、外国の年金制度の加入期間を取り入れ年金が受けられるように協定を結んでいる国があります。

(2) 脱退一時金制度について

国民年金、又は厚生年金保険の被保険者資格をなくし、日本を出国した場合、出国後2年以内に脱退一時金を請求することができます。

※国民年金保険料または、厚生年金保険料を6か月以上払わなければなりません。

詳しくは、下の問合せ先に連絡してください。

【問合せ先】

日本年金機構 おおたねんきんじむしょ

太田市小舞木町262 TEL 0276-49-3716 (代表)

「ねんきんダイヤル」 TEL 0570-05-1165

※ なお、海外からのお問い合わせは、TEL +81-3-6700-1165 へお願いします。